

令和4年度ダイオキシン類対策特別措置法に基づく自主測定結果概要

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設の設置者は、大気基準適用施設にあつては排出ガスについて、水質基準適用事業場にあつては排水について、また、施設が廃棄物焼却炉である場合は、排出ガスと併せてばいじん及び燃え殻について、ダイオキシン類濃度を年1回以上測定し、都道府県知事又は中核市の長に報告することになっており、報告を受けた都道府県知事又は中核市の長は、自主測定の結果を公表するものとされています。

令和4年度に本市に報告のあつた自主測定結果を次のとおりとりまとめたのでお知らせします。

1. 排出ガスの測定結果

令和4年度に排出ガスを測定する義務のある施設は19施設で、すべての施設で大気排出基準^{※1}に適合していました。

表1 排出ガス中のダイオキシン類濃度の自主測定結果

特定施設の種類	対象施設数	報告施設数	測定結果（最小～最大） （単位：ng-TEQ/m ³ N）	排出基準 ^{※1} 超過数
廃棄物焼却炉	16	16	0～0.57	0
製鋼用電気炉	1	1	0.055	0
亜鉛回収施設 （溶鋳炉）	1	1	0	0
亜鉛回収施設 （焼結炉）	1	1	0.0000032	0
計	19	19	-	0

2. 排水の測定結果

令和4年度に排水を測定する義務のある工場・事業場（以下「事業場」という。）数は2事業場であり、すべての事業場で水質排出基準（10pg-TEQ/L）に適合していました。

表2 排水中のダイオキシン類濃度の自主測定結果

特定施設の種類	対象事業場数	報告事業場数	測定結果 （単位：pg-TEQ/L）	排出基準 超過数
亜鉛回収施設	1	1	0.00042	0
パルプ漂白施設	1	1	0.0083	0
計	2	2	-	0

3. ばいじん及び燃え殻の測定結果

ばいじんを測定する義務のある施設数は 11 施設であり、すべての施設で処理基準（3 ng-TEQ/g）に適合していました。

燃え殻を測定する義務のある施設数は 16 施設であり、すべての施設で処理基準※²（3 ng-TEQ/g）に適合していました。

表3 廃棄物焼却炉のばいじん及び燃え殻中のダイオキシン類濃度の自主測定結果

項目	対象施設数	報告施設数	測定結果（最小～最大） （単位：ng-TEQ/g）	処理基準※ ² 超過数
ばいじん	11	11	0～0.54	0
燃え殻	16	16	0～0.30	0

※1 排出基準は施設の規模等によって異なる。

※2 処理基準については、平成 12 年 1 月 15 日において現に設置され、又は設置の工事がされている廃棄物焼却炉から排出されるものについては、セメント固化、薬剤処理及び酸抽出の処理を行う限り、基準が適用されない。（平成 11 年 12 月 27 日 総理府令第 67 号）

※3 処理基準については廃棄物焼却炉である特定施設から排出される当該特定施設の集じん機によって集められたばいじん及び焼却灰その他の燃え殻の処分（再生することを含む。）を行う場合には、基準以内となるように処理しなければならない。